

第二期 八千代市循環型社会形成推進地域計画

平成23年 1月14日

平成23年12月 9日 変更申請

平成25年11月 6日 変更報告

八 千 代 市

目 次

I. 第二期 八千代市循環型社会形成推進地域計画	
1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	I-1-1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	I-2-1
3. 施策の内容	I-3-1
4. 計画のフォローアップと事後評価	I-4-1
II. 様 式	
1. 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	II-1-1
2. 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	II-2-1
3. 地域の循環型社会形成推進のための施策の一覧	II-3-1
4. 施設概要（熱回収施設系）	II-4-1
5. 施設概要（浄化槽系）	II-5-1
6. 施設支援概要	II-6-1
III. 添付資料	
1. 対象地域図	III-1-1
2. 一般廃棄物処理量の現状と目標のトレンド	III-2-1
3. 計画地域内施設の状況（現況、予定）	III-3-1
4. 現有施設の概要	III-4-1
5. 分別区分説明資料	III-5-1

I . 第二期 八千代市循環型社会形成推進地域計画

第二期 八千代市 循環型社会形成推進地域計画

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	八千代市
面積	51.27 km ²
人口	192,570人（平成22年3月31日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成23年度を初年度とした平成29年度までの7ヵ年とし、計画目標年度は最終年度の翌年の平成30年度とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市では、平成15年7月にごみの減量化・資源化の推進に関する基本方針と施策を総合的・体系的に示した「八千代市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築を図るため、資源物を含む5分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ）や有料指定ごみ袋制度の導入などの取り組みを実施するとともに市民の環境に対する意識高揚を図っており、ごみ排出量は減少傾向を示している。事業系ごみについても減少傾向となっており、世界的に景気が悪化した平成20年度以降は特に著しい減少傾向を示している。

なお、本市では宅地開発が進行していることや、それに伴う商業施設の出店が予想され、将来的に人口の増加が予想されることから、今後も3Rを推進し、循環型社会を構築するため、市民・行政・事業者の協力のもと、ごみの減量化及び再資源化システムの構築を図るとともに、関連施設の整備や、適正なごみ処理の推進を図るものとし、関連施設の整備については、八千代市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業を行う計画である。

また、生活排水による東京湾・印旛沼の水質改善が進んでいないことを踏まえ、高度処理型合併処理浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

本市のごみ焼却施設については、平成11年3月に千葉県が策定した「千葉県ごみ処理広域化計画」により、隣接する習志野市と平成20年以降に広域化に向けた協議を行うように定められている。

現在までに連絡会を設置し、協議を継続しているところであるが、両市においてごみ焼却施設の更新予定が未定となっていることから、具体的な検討には至っていない。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

ア 一般廃棄物の処理

平成21年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、60,287トン(=57,693トン+2,594トン)であり、再生利用される「総資源化量」は14,289トン、リサイクル率(=直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量)÷(ごみの総処理量(排出量)+集団回収量))は23.7%である。

中間処理による減量化量は43,411トンであり、集団回収量を除いた概ね7割程度が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の4.5%にあたる2,587トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、可燃ごみ処理量は47,507トンである。ごみ焼却施設では、温水の場内利用及び温水プールへの熱供給を行っており、さらに焼却灰のエコセメント化を民間委託により行っている。

イ 産業廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、自己処理で対応している。

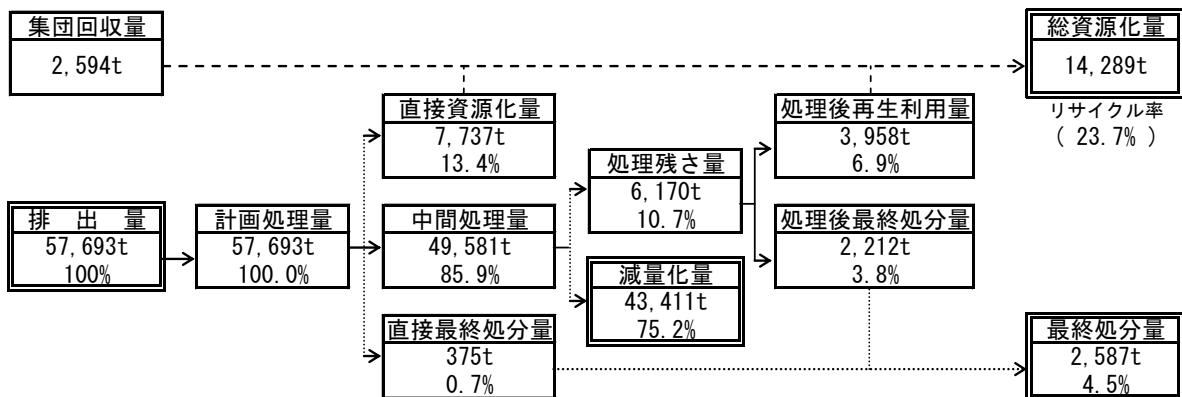


図1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成21年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

総人口 192,570 人のうち、汚水処理人口は 181,723 人、汚水処理人口普及率は 94.4% である。

し尿発生量は 2,521k1/年、浄化槽汚泥発生量は、7,732k1/年であり、処理・処分量 (=収集・運搬量) は 10,253k1/年である。

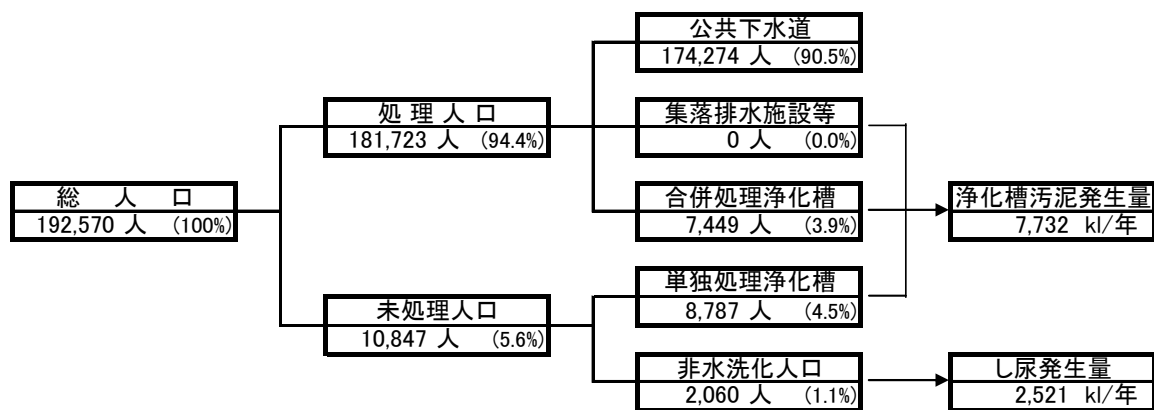


図2 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1及び図3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、添付資料 III-2-1～III-2-2 ページに現状と目標のトレンドグラフを添付する。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合※1) (平成21年度)	目標(割合※1) (平成30年度)
排出量	事業系 総排出量	13,047トン	11,720トン (-10.2%)
	1事業所当たりの排出量※3	2.3トン/事業所	1.8トン/事業所 (-21.7%)
	家庭系 総排出量	44,646トン	46,231トン (3.6%)
	1人当たりの排出量※4※5	191.7kg/人	164.3kg/人 (-14.3%)
合計	事業系家庭系排出量合計	57,693トン	57,951トン (0.4%)
再生利用量	直接資源化量	7,737トン (13.4%)	11,939トン (20.6%)
	集団回収量	2,594トン (4.5%)	3,681トン (6.4%)
	総資源化量	14,289トン (24.8%)	20,426トン (35.2%)
	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	43,411トン (75.2%)	39,272トン (67.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,587トン (4.5%)	1,934トン (3.3%)

※1 排出量は現状に対する割合

(例:事業系 排出量 = $((11,720 - 13,047) \div 13,047) \times 100(\%) = -10.2\%$)

再生利用量、減量化量、最終処分量は排出量(合計)に対する割合

(例:平成30年度 再生利用量 直接資源化量 = $(11,939 \div 57,951) \times 100(\%) = 20.6\%$)

※2 (1事業所当たりの排出量) = $\{(\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源量})\} \div (\text{事業所数})$

※3 (1人当たりの排出量) = $\{(\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源物量})\} \div (\text{人口})$

※4 人口は外国人登録人口を含む年度末人口とする。平成21年度が192,570人、平成30年度が214,100人

《指標の定義》

排出量:事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

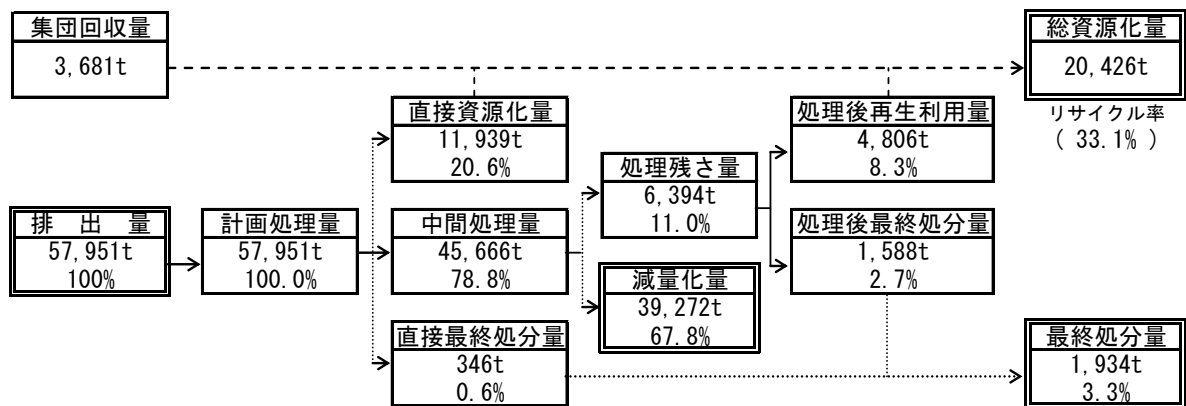


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成30年度)

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成21年度実績	平成30年度目標
処理 形態別 人口	公共下水道	174,274人(90.5%)	197,081人(92.9%)
	合併処理浄化槽等	7,449人(3.9%)	7,809人(3.7%)
	未処理人口	10,847人(5.6%)	7,310人(3.4%)
	合計	192,570人	212,200人
し尿 ・ 汚泥 の量	汲み取りし尿量	2,521キリットル	1,697キリットル
	浄化槽汚泥量	7,732キリットル	6,865キリットル
	合計	10,253キリットル	8,562キリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

- ① ごみ減量化、分別の促進、費用負担の公平性ということから、可燃ごみ、不燃ごみ及び有害ごみを対象に平成12年7月より有料指定ごみ袋制度を導入してきた。

また、平成16年12月からは、市民の協力により一定のごみ減量の効果が見られたことから、25%の料金値下げの改定を実施した。

その後も、人口増加にかかわらず有料指定ごみ袋対象のごみの原単位は横ばい状態が続いている。このようなことから、有料指定ごみ袋制度は、継続していくとともに、ごみ量等の推移を見ながら手数料の定期的な見直しを行う予定である。

表3 有料指定ごみ袋の導入後の収集量の推移

項目	平成18年度 導入後6年	平成19年度 "7年	平成20年度 "8年	平成21年度 "9年
対象ごみ(t)	36,054	36,178	36,063	35,992
可燃ごみ	35,035	35,158	35,082	34,999
不燃ごみ	943	942	906	920
有害ごみ	76	78	75	73
人口(人)	186,650	188,624	191,469	192,570
原単位(g/人・日)	529	525	516	512

原単位は対象ごみを人口及び年間日数(365日)で除して求めた。

(例) 平成18年度 36,054(t) ÷ 186,650(人) ÷ 365(日) × 10⁶ = 529(g/人・日)

- ② 資源ごみのうち、平成12年7月よりペットボトル及び紙パックの定期収集(週1回)、食品トレイ拠点回収を開始し、ビン缶類、その他金属類はコンテナでの集積場所収集で課金しておらず、紙布類も紐で縛った上集積場所収集で課金せず、ペットボトルも専用網による集積場所収集で課金していない。今後も現状の取り組みを引き続き実施していく計画である。
- ③ 粗大ごみは、平成17年7月より有料化を開始し、電話予約による個別申し込み制で有料である。また自己搬入の際には、品目毎に定められた規定料金の徴収を実施しており、粗大ごみの有料化については、今後も継続していく。また、サービス向上のため、月1回の土曜日受入を実施しており、こちらも同様に今後も継続していく。
- ④ 事業系ごみは、昭和47年4月より搬入手数料制を導入し、平成17年4月には事業系ごみ搬入手数料を改定している。事業系ごみの直接搬入時に、均一従量制による課金、また許可業者との契約により有料で搬入している。将来的にも継続的に事業系ごみ搬入手数料の適切な金額などについて検討していく。

イ 環境教育・普及啓発・助成

- ① 環境教育については、ごみ処理の実態を広く市民に知らせるため、随時施設見学会を受け付け、広報紙等で積極的な参加を呼びかけている。
今後も現状の取り組みを引き続き実施していく。
- ② 小学生を対象とした社会学習及び環境教育学習を行っており、特に小学4年生を対象とした副読本「やちよごみ物語」を作成し毎年配布したり、ごみに関する教育ビデオなどを作製し小学校への貸し出しを計画している。
- ③ その他、普及啓発に関しては、各家庭ごとに「ごみの分け方出し方」のチラシ・パンフレット配布するとともに、外国人居住者のために外国語版（5ヶ国語）のチラシも作成し配布しており、今後も継続的に実施する。
- ④ 直接自治会などに出向き「ごみ処理の現状と課題(ごみ減量)」などの出前講座を実施しており、今後も現状の取り組みを実施する。
- ⑤ 家庭から排出される生ごみの減量化のため、生ごみたい肥化容器などを購入する世帯を対象とし、購入費の一部に対し補助金を交付している。生ごみたい肥化容器等の購入助成金制度は、平成6年度に創設しており、平成7年度には電気式生ごみ処理機を補助対象に追加し、平成12年度からは電気式生ごみ処理機の補助金額を増額している。
今後も同制度の啓発、普及に努めていく方針である。

表4 生ごみたい肥化容器等への補助実績

(単位：基)

年度	EM容器	コンポスト容器	電気式処理器	合計
H16までの累計	1,216	1,153	1,085	3,454
17	22	16	90	128
18	24	16	66	106
19	25	15	55	95
20	42	17	51	110
21	22	15	35	72
合計	1,351	1,232	1,382	3,965

(出典：廃棄物行政の概要（平成22年度版 32ページ）より)

- ⑥ 資源物集団回収運動を支援するため、本市に登録した自治会、PTA、子供会などが古紙、古布、缶類、ビン類等の資源物を資源回収業者に売却し、活動費の一部とする集団回収事業を推進しており、昭和54年から奨励金4円/kgを交付している。
また、資源回収業者に対しても平成4年4月から協力金4円/kgを交付している。
これらの奨励金制度についても引き続き実施していく。

平成22年3月現在

資源回収登録業者

7業者

資源回収団体

79団体

(出典：廃棄物行政の概要（平成22年度版 31ページ）より)

⑦ ごみゼロ運動

千葉県を含む1都10県で5月30日のごみゼロの日を中心に美化活動を実施しており、今後も引き続き実施する。

ウ マイバック運動・レジ袋対策

ごみの減量化推進のひとつとして、レジ袋の使用量削減を目的に、買い物袋持参運動を推進している。

今後は更なる店舗数の拡大を目標とし、市民及び事業者の協力を得ながら地域協力の拡大に取り組んでいく。

エ 生活排水対策

家庭から排出される汚濁負荷量の低減化を図るため、今後も台所、洗濯、風呂等でできることを生活排水対策講座等で啓発していく。

オ 再使用の推進

① 再使用を促進するため、フリーマーケットに関する情報提供を行うとともに八千代フリーマーケット実行委員会の主催するフリーマーケット開催を継続的に支援していく。

② 毎年10月の「3R推進月間」の活動の一環としてリサイクルフェアを開催し、イベントを通じて市民へリサイクル情報等の提供を行うとともに、ごみ減量・リサイクルの必要性を広く市民に啓発していく。

③ 市民と事業者との相互協力によるごみ減量化や再資源化の促進事業として、一定の要件(包装等の簡素化・買い物袋持参運動・再生品販売など)を満たしている事業所を「再くるくん協力店」として認定して、再くるくん協力店の拡大と利用の啓発を強化していく。

具体的には、平成11年度から、平成21年3月末現在で既に22店舗(廃棄物行政の概要(平成22年度版 33ページ)より)を認定しているが、市民意識調査の結果、依然として認知度が低いことから、制度の見直しや再検討するとともに、情報を提供し、更なる協力店の拡大と利用の啓発を図っていく。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

① 分別区分及び処理方法については、表5のとおりである。

効率的な有料指定ごみ袋制度の継続、収集回数、運搬体制の見直しを行う。

現状の分別区分は表5に示すとおり、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみ及び粗大ごみの5分別であるが、今後、分別区分については細分別の複雑さや市民への影響等を考慮し、近隣自治体の動向を勘案の上、検討していく。

表5 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成21年度)						今 後 (平成30年度)							
分別区分	処理方法		処理施設		処理実績 (トン)	分別区分	処理方法		処理施設		処理実績 (トン)		
			一次処理	二次処理					一次処理	二次処理			
可燃ごみ	焼却	エコセメント化	八千代市 清掃センター	委託	34,999	可燃ごみ	焼却	エコセメント化	八千代市 清掃センター	委託	33,033		
不燃ごみ	破砕選別		八千代市 清掃センター		920	不燃ごみ	破砕選別		八千代市 清掃センター		1,001		
粗大ごみ					916	粗大ごみ					1,050		
資源物(1)	リサイクル					資源物(1)	リサイクル						
びん類					委託	1,420					びん類	委託	1,579
缶・金属類					委託	682					缶・金属類	委託	782
プラスチック類 (ペットボトル、 白色食品トレイ)					委託	530					プラスチック類 (ペットボトル、 白色食品トレイ)	委託	610
資源物(2)						資源物(2)							
紙・布類(紙類、 紙バック、布類)					委託	5,106					紙・布類(紙類、 紙バック、布類)	委託	8,093
有害ごみ	その他					有害ごみ	その他						
蛍光灯、蛍光灯ラ ンプ、水銀体温計、 鏡など					委託	73					蛍光灯、蛍光灯ラ ンプ、水銀体温計、 鏡など	委託	82

② 八千代市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業により施設の整備を行っていく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

オフィス町内会（事業所の集団回収）制度の検討。

オフィスから排出されるOA用紙等をリサイクルするため、排出事業者が集団となりオフィス町内会を設立することが有効であるため、同制度を推進していく。

ウ 低公害収集車両の導入の検討

清掃センターの公用車として、環境にやさしい低公害収集車両の導入を検討している。

エ 生活排水処理の現状と今後

公共下水道計画区域内では、公共下水道の整備及び公共下水道への接続を促進する。

公共下水道計画区域外では、既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に努める。また、本市を流れる公共用水域では、季節によってアオコが大量に発生しているため、合併処理浄化槽の中でも、特に高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進していくため、補助制度を継続していく。

浄化槽の適正な管理指導及び啓発も図っていく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 家庭系ごみの減量化のため、ごみ有料化制度を継続して行う。
- ◇ 焼却残さを資源化するため、焼却灰のエコセメント化を継続して行う。
- ◇ 事業系可燃ごみを減量するため、オフィス町内会制度の推進を図る。
- ◇ 八千代市ごみ焼却施設の基幹的設備改良事業により施設の整備を行う。

(3) 処理施設の整備

ア 整備する処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表6のとおり必要な施設整備を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1/3）	八千代市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	120t/日 (60t/24h×2炉) 100t/日 (100t/24h×1炉)	八千代市 上高野 1384-7	H25～H28

※ 現有処理施設の概要を添付資料 Ⅲ-4-1 ページとして添付（現有施設名・種類、処理する廃棄物、処理能力、所在地、竣工年等、施設の概要について一覧表としたもの）

（整備理由）

事業番号1 既存ごみ焼却施設の延命化及びCO₂排出量を削減するため、基幹的設備改良事業を行う。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

表7 合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成21年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	142	280	1,707	H23～H29
合計	142	280	1,707	

※「直近の整備済基数(平成21年度)」は、平成18年度から平成21年度までの実績。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備について、表8のとおり計画支援事業を行う。

表8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	八千代市焼却施設基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務	発注仕様書作成	H24

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 事業系ごみの適正処理の促進

事業系ごみの自己搬入又は許可業者による搬入、排出時のごみの分別の徹底などを促進する。

イ 生ごみリサイクルの促進

食品リサイクル法適用事業所に対して、法に基づく生ごみのリサイクルを指導する。

ウ 多量排出事業者に対する減量及び適正処理に係る指導

減量化計画書の提出を徹底させ、この計画書を整理解析し、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を推進する。

なお、多量排出事業者とは八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき事業者のうち事業系廃棄物を多量に排出する事業者で1日の平均排出量が100キログラム以上のものをいう。

エ 不法投棄防止対策

平成14年10月不法投棄防止条例を制定し、市民一人一人が、監視役となり不法投棄の連絡があり次第に現場調査を実施し、投棄者が判明し、ごみが撤去された場合に報償金を交付している。また、職員によるパトロールが困難な休日及び夜間等の監視を行うために、不法投棄常習箇所には監視カメラを設置し、24時間監視を行う。

次に、市民公募による不法投棄連絡員との連携による監視体制の強化を図るとともに、不法投棄受付専用電話、FAX（24時間対応）による早期発見・情報収集を行う。

不法投棄は身近な場所でも行われており、特に駅周辺や、道路、公園にたばこの吸殻、空き缶、ガムなどのポイ捨てが多々見られることから、市民による清掃や美化活動等、里親として管理するアダプト制度に多くの団体や個人が登録し活動している。

このように、市民の主導のもとに、ごみのない美しい街づくりを目指して環境美化意識の向上に努めており、市としてもこれらの市民活動を今後も継続的に支援していく。

表9 不法投棄撤去量・件数の推移

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
不法投棄撤去量 (t)	52.79	32.18	26.33	36.00	56.46
不法投棄件数 (件)	208	233	188	197	271

(出典：不法投棄撤去量：廃棄物行政の概要（平成22年度版 15ページ）より

不法投棄件数：不法投棄等対策事業に関する事務事業評価表より)

オ 震災時の廃棄物処理に関する事項

平成11年度に千葉県のご指導により、県内の市町村間において災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助協定が締結されている。

また、平成17年度には災害廃棄物の収集・運搬等を円滑に実施するため、八千代清掃事業協同組合と災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定が結ばれているほか、災害の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害発生時の応急措置に係わる工事等を実施するため、平成21年度に八千代市建設連合会と災害時における応急工事等に関する協定が締結されている。

今後も、震災時等において大量の廃棄物が排出される場合や、本市の処理施設が使用不可能となった場合に備え、災害時の県や近隣市及び民間との協力体制を構築する。

なお、災害時に発生する廃棄物を適性に処理するため、平成22年度に災害廃棄物処理計画を策定する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び千葉県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

Ⅱ. 様

式

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成23年度)

様式1

1 地域の概要	
(1) 地域名	八千代市
(2) 地域内人口	192,570 人
(3) 地域面積	51.27 km ²
(4) 構成市町村等名	八千代市
(5) 地域の要件*	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村: 設立(予定)年月日: 年 月 日 設立、設立予定

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標		
指標・単位	年	
総排出量	過去の状況・現状(排出量に対する割合)	目標
	平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	平成30年度
事業系 総排出量(トン)	67,063 66,815 65,889 62,159 60,287 58,192	61,632
	17,933 17,323 16,824 14,329 13,047 11,708	11,720 H21比(-10.2%)
事業所 1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	3.4 3.3 3.0 2.6 2.3 2.0	1.8 H21比(-21.7%)
	45,950 46,329 45,981 44,990 44,646 43,953	46,231 H21比(3.6%)
家庭系 総排出量(トン)	196.6 197.7 196.6 193.0 191.7 188.2	164.3 H21比(-14.3%)
	63,883 63,652 62,805 59,319 57,693 55,661	57,951 H21比(0.5%)
再生利用量	9,591 (15%) 9,429 (15%) 8,898 (14%) 8,040 (14%) 7,737 (13%) 7,572 (14%)	11,939 (20.6%)
	3,181 (5%) 3,164 (5%) 3,083 (5%) 2,840 (5%) 2,594 (4%) 2,531 (5%)	3,681 (6.4%)
熱回収量	15,756 (25%) 15,905 (25%) 15,121 (24%) 13,627 (23%) 14,289 (25%) 13,708 (25%)	20,426 (35.2%)
	— — — — — —	—
中間処理による減量化量	46,140 (72%) 46,200 (73%) 45,916 (73%) 43,979 (74%) 43,411 (75%) 41,612 (75%)	39,272 (67.8%)
	5,168 (8%) 4,711 (7%) 4,851 (8%) 4,553 (8%) 2,587 (4%) 2,872 (5%)	1,934 (3.3%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	

※ 各数値の算出根拠等については添付資料3 Ⅲ-3-2ページ 表4を参照のこと

※ 排出量の目標()内は現状(平成21年度)に対する割合

(例: 事業系 排出量 = ((12,049 - 13,047) ÷ 13,047) × 100 (%) = -7.6%)

※ 再生利用量、中間処理による減量化量、最終処分量の目標()内は排出量(合計)に対する割合

(例: 平成28年度 再生利用量 直接資源化量 = (9,625 ÷ 60,977) × 100 (%) = 15.8%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1 Ⅲ-1-1~Ⅲ-1-4ページ参照)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容				備考	
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式		施設竣工予定年月
ごみ焼却施設 (八千代市清掃センター)	八千代市	1.2号炉:流動床式 3号炉:ストーカー式	有	120t/日 100t/日	H元々(改修H4.11) H13.4	H26.7 H27.10	施設老朽化のため 施設老朽化のため	1.2号炉:流動床式 3号炉:ストーカー式	H26.10 H28.10	120t/日 100t/日
粗大ごみ処理施設 (八千代市清掃センター)	八千代市	横型回転式衝撃破砕	有	50t/5h	S57.11					
最終処分場	八千代市	管理型	有	141,000m ³	H22.4					
(八千代市一般廃棄物最終処分場)										
し尿処理施設 (八千代市衛生センター)	八千代市	標準脱窒素処理	有	40kl/日	S51.4 (改修H8.4)					

※ 計画地域内の施設の現況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料4 III-4-1ページ参照)

4 生活排水処理の現況と目標

指標・単位	年	過去の状況・現況(排出量に対する割合)					目標	
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成30年度
総人口(人)		184,979	186,650	188,624	191,469	192,570	193,274	214,100
公下水道		169,315 89.91%	168,007 90.01%	170,353 90.31%	173,385 90.56%	174,274 90.50%	174,862 90.47%	200,069 93.45%
集落排水施設等		0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%
合併処理浄化槽等		5,252 2.84%	5,870 3.14%	6,076 3.22%	6,346 3.31%	7,449 3.87%	8,181 4.23%	7,084 3.31%
未処理人口(人)		13,412	12,773	12,195	11,738	10,847	10,231	6,947

※ 各数値の算出根拠等については添付資料3 III-3-3ページ 表5を参照のこと

※ 排出量の目標数値下段の割合は総人口に対する割合

5 浄化槽の整備の状況を更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数	処理人口	基数	処理人口	
浄化槽設置整備事業	八千代市	142基	792人	280基	1,707人	H30.3

※ 現有施設の内容は平成18年度から平成21年度までの実績値

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考		
					開始	終了		平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成			
								23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	市民への意識啓発及び情報の提供	各種ハンフレット作成 フリーマーケット支援 リサイクルフェア等イベントの開催 広報誌・HP活用	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	12	買い物袋持参運動の推進	ごみ減量化のため、レジ袋をもらわないよう推進する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	13	生ごみ減量の推進	生ごみたい肥化容器等の購入助成制度の拡大に努め、有効利用、支援制度を確立する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	14	施設見学会の開催	ごみ処理の実態を市民の皆様知ってもらう。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	15	再くるくん協力店の拡大と利用の啓発	包装等の簡素化・買い物袋持参運動・再生品販売などを推進している店を「再くるくん協力店」として認定、拡大及び市民へ利用の啓発を行う。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	16	生活排水対策	家庭での生活排水対策に関する知識の啓発を行う。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
処理体制の構築、変更に関するもの	21	その他プラスチック類の分別収集の検討	ごみ減量・資源化に効果があるその他プラスチック類の分別収集を検討する。	八千代市													延期
	22	可燃ごみの収集回数の検討	その他プラスチック類の分別収集に伴い、可燃ごみ量の減少が予測されることから、収集回数を3回/週から2回/週に変更することを検討する。	八千代市													延期
	23	有料指定ごみ袋制度の継続	ごみ減量化・費用負担の公平性から、有料指定ごみ袋制度を継続し、手数料の定期的な見直しを行う。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	24	粗大ごみ処理有料化の継続	ごみ減量化を促進するため、有料化を継続する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	
	25	オフィス町内会(事業所の集回収)制度の推進	オフィスから排出されるOA用紙等をリサイクルするため、排出事業所によるオフィス町内会制度を推進する。	八千代市	23	29		←	推進							→	
	26	低公害収集車両の導入促進	環境に優しい低公害収集車両の導入を促進する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→	

施策種別	事業番号※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考	
					開始	終了		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
処理施設の整備に関するもの	1	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	八千代市清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良事業	八千代市	25	28	○				基幹的設備改良事業					
	2	浄化槽整備	公共用水域の保全を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の計画的整備を推進する。	八千代市	23	29	○	←	事業実施							→
	3	リサイクルセンターの検討	粗大ごみ処理施設の更新施設として、資源化機能と再生・啓発機能を併せ持つリサイクルセンターを整備を検討する。	八千代市	23	29		←	検討							→
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の支援事業	八千代市焼却施設基幹的設備改良工事発注仕様書作成事業	八千代市	24	24	○		事業実施							
その他	41	事業系ごみの適正処理の促進	事業所ごみの自己搬入又は許可業者による搬入を徹底させる。排出時のごみ分別の徹底を促進する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→
	42	生ごみリサイクルの促進	食品リサイクル法適用事業所に対して法に基づく生ごみのリサイクルを指導する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→
	43	多量排出事業者に対する適正処理及び減量化指導	減量化計画書の提出を徹底させ、市が整理解析し、計画的な事業系ごみの排出抑制対策を推進する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→
	44	不法投棄防止対策の推進	不法投棄防止に係る推進体制の充実を図る。	八千代市	23	29		←	事業実施							→
	45	災害時の廃棄物処理対策	震災時等において大量の廃棄物が排出された場合や、処理施設が使用不可能となった場合の対策として、県や近隣市及び民間との協力体制を構築する。	八千代市	23	29		←	事業実施							→
	46	生活排水施設の整備促進	公共下水道の整備・接続促進、浄化槽の設置普及・促進を図る。	八千代市	23	29		←	事業実施							→

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表6に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	八千代市		
(2) 施設名称	八千代市焼却施設(基幹的設備改良工事)		
(3) 工期	平成25年度 ~ 平成28年度		
(4) 施設規模	処理能力	120 t/日 100 t/日	(60t/日 × 2炉) (100t/日 × 1炉)
(5) 形式及び処理方式	1・2号炉(120t/24h)全連続流動床式 3号炉(100t/24h)全連続ストーカ式		
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 2. 熱回収の有無	無 有	(熱回収率 10%以上)
(7) 地域計画内の役割	ごみの安定処理, サーマルリカバリーの推進及びCO ₂ 排出量の削減		
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	無し		

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率 2. 発生ガス量	Nm ³ /t Nm ³ /日
(11) 回収ガス利用計画		

「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」を実施する場合

(11) CO ₂ 削減量	3%以上
--------------------------	------

(13) 事業計画額	6, 247, 500千円
------------	---------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	八千代市
(2) 事業名称	八千代市合併処理浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 10人槽以下のもので、BOD除去率90%以上かつ放流水のBOD濃度が20mg/l以下に加え、下記の機能のいずれかを有するもので、国庫補助指針に適合する機能を有する高度処理型合併処理浄化槽とする。 1. 放流水の総窒素濃度が10mg/lを超え20mg/l以下の機能を有するもの 2. 放流水の総窒素濃度が10mg/l以下の機能を有するもの 3. 総リン濃度が1mg/l以下の機能を有するもの 4. BOD除去率97%以上及び放流水のBOD濃度が5mg/lの機能を有するもの
(4) 事業期間	平成23年度～平成29年度
(5) 事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)による。 第3(1)事業の対象となる地域のうち、ア(イ)及びイ(ア) 水質汚濁防止法第十四条の七第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 130,677千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円 ・浄化槽整備区域促進特別モデル事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (1,707人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	179基(895人分)	0基	80,286千円	78,954千円	78,954千円
6～7人槽	66基(462人分)	0基	32,580千円	31,851千円	31,851千円
8～10人槽	35基(350人分)	0基	20,160千円	19,872千円	19,872千円
11～20人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
21～30人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
31～50人槽	基(人分)	基	千円	千円	千円
51人槽以上	基(人分)	基	千円	千円	千円
改築	基				
計画策定調査費					
合計	280基(1,707人分) 改築を除く	0基	133,026千円	130,677千円	130,677千円

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	基(人分)	基			
6~7人槽	基(人分)	基			
8~10人槽	基(人分)	基			
11~20人槽	基(人分)	基			
21~30人槽	基(人分)	基			
31~50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
事務費等	必要に応じて区分名を修正して記載				
合計	基(人分)	基			

- 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合には、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____
対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年あたり 建設費	1年あたり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付(様式は自由)

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	八千代市		
(2) 事業目的	八千代市ごみ焼却施設基幹的設備改良事業のため		
(3) 事業名称	八千代市焼却施設基幹的設備改良工事発注仕様書作成業務		
(4) 事業期間	平成24年度		
(5) 事業概要	八千代市焼却施設基幹的設備改良工事にあたり、発注仕様書作成業務を実施する。		
(6) 事業計画額	9,998千円		

Ⅲ. 添 付 資 料

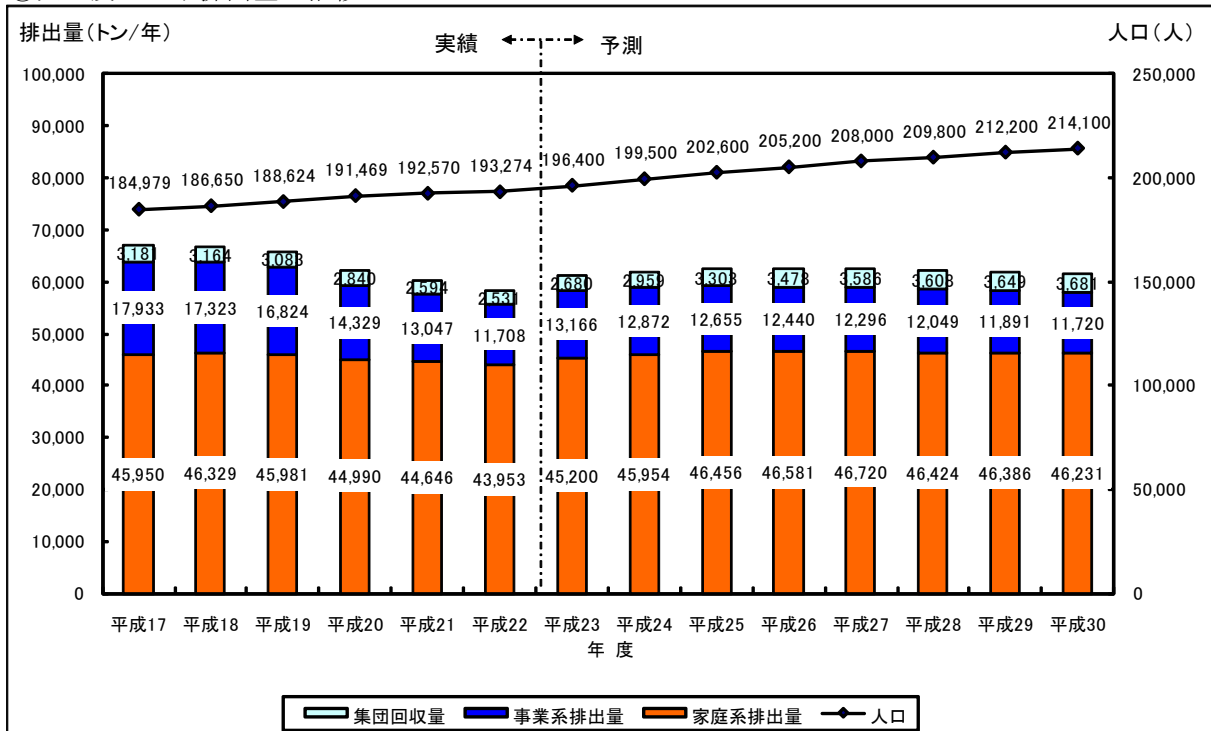
1. 対象地域図



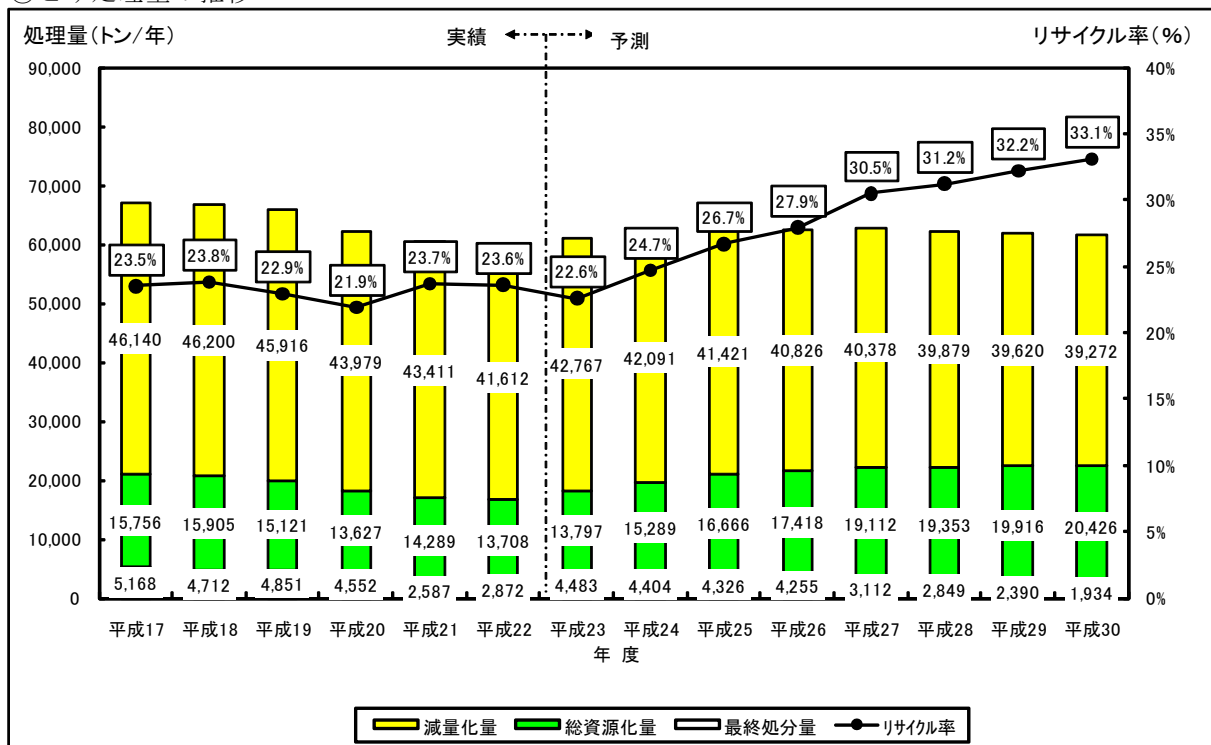
対象地域図

2. 一般廃棄物処理量の現状と目標のトレンド

①人口及びごみ排出量の推移

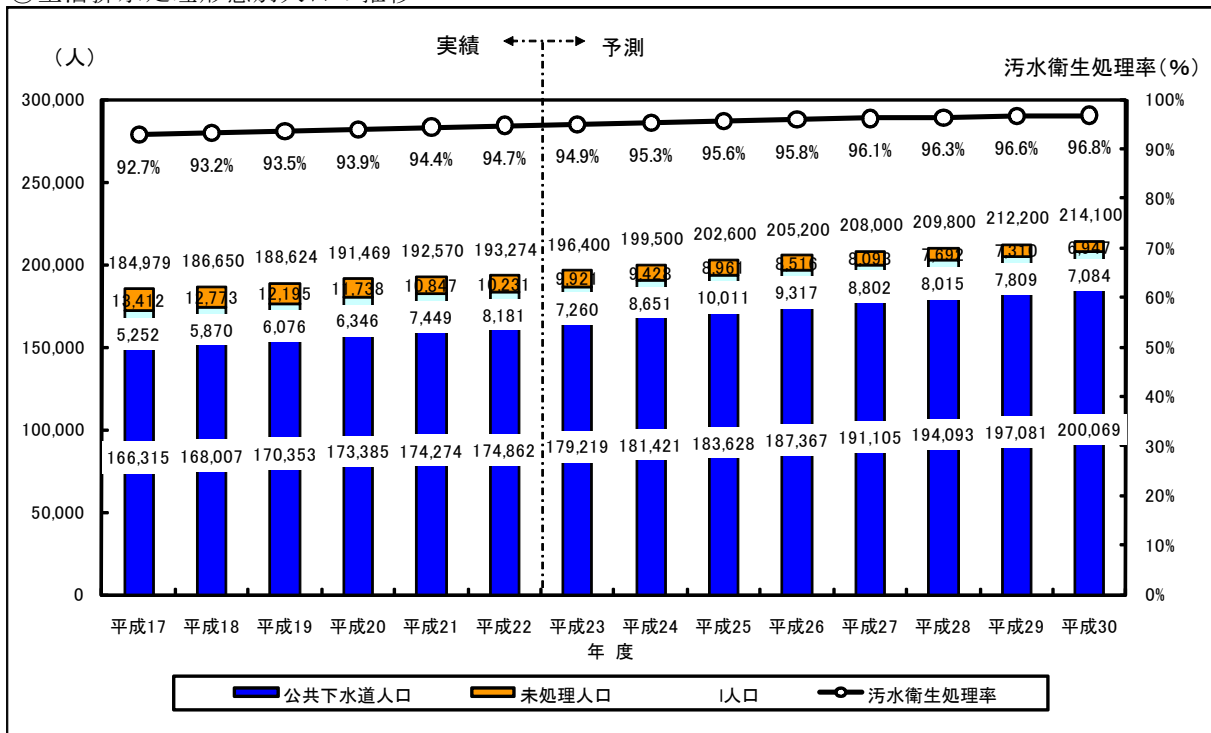


②ごみ処理量の推移



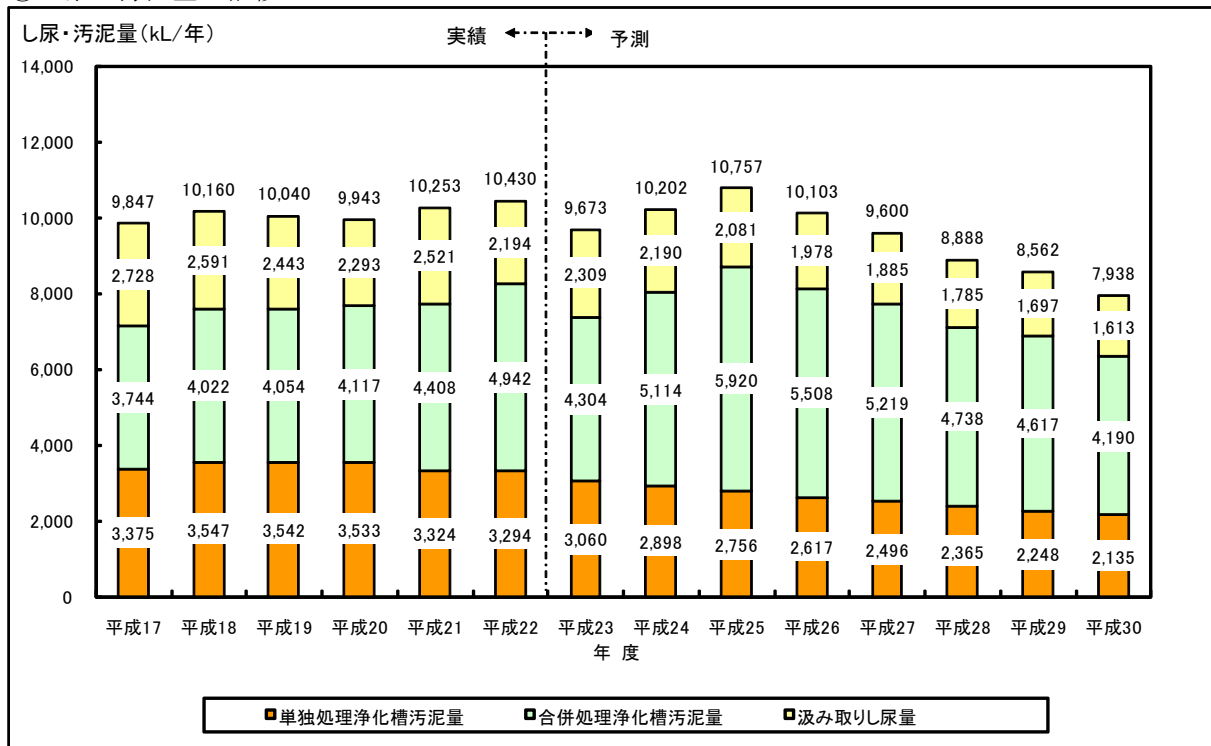
注) 減量化量：焼却処理等によって減量化された量
 総資源化量：集団回収量+直接資源化量+処理後再生利用量
 リサイクル率：総資源化量÷総排出量
 最終処分量：破碎処理後不燃ごみ+スラグ+焼却残渣

③生活排水処理形態別人口の推移

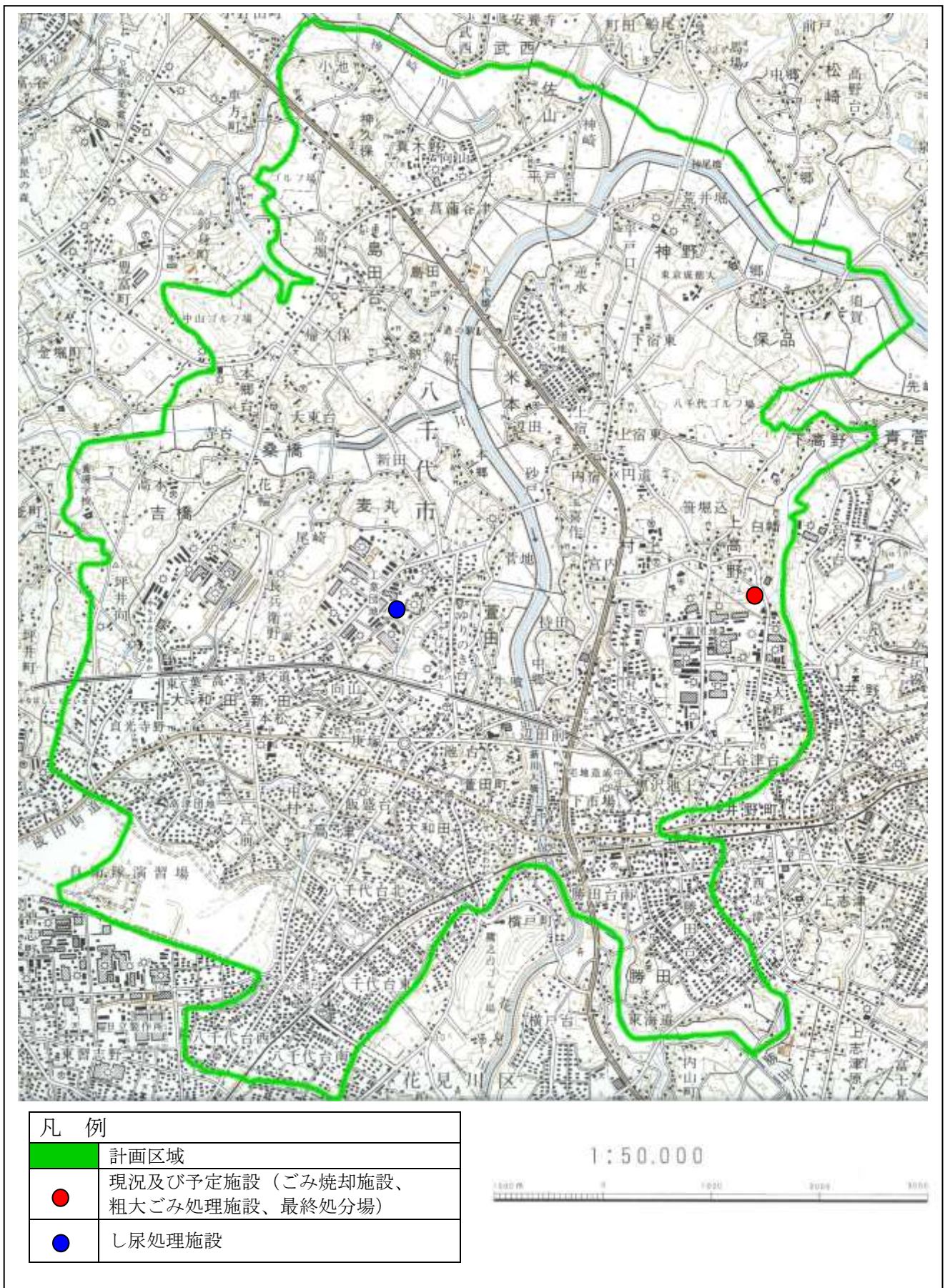


注) 汚水衛生処理率：(公共下水道人口+合併処理浄化槽人口)÷総人口

④し尿・汚泥量の推移



3. 計画地域内施設の状況（現況・予定）



計画区域内の施設の状況

4. 現有処理施設の概要（平成22年4月1日現在）

現有処理施設の概要

種類	項目	施設概要	
焼却施設	施設名	八千代市清掃センター焼却処理施設（3号炉）	八千代市清掃センター焼却処理施設（1・2号炉）
	竣工年月	平成13年3月	平成14年10月 （排ガス高度処理設備工事）
	処理能力	100 t/日（100 t/24h × 1基）	120 t/日（60 t/24h × 2基）
	施設の概要	方式：全連続燃焼式 炉形式：ストーカ炉	方式：全連続燃焼式 炉形式：流動床炉
	余熱利用	場内給湯・温水プールへの熱供給	場内給湯・温水プールへの熱供給
	灰処理方式	加熱脱塩素化処理、セメント固化、 薬剤処理	加熱脱塩素化処理、セメント固 化、薬剤処理
粗大ごみ 処理施設	施設名	八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設	
	竣工年月	昭和57年10月	
	処理能力	50 t/5h	
	施設の概要	破碎方法：横型回転式衝撃破碎 選別方法：電磁式吊下型磁選機（磁性物） 風力選別機、回転ふるい（非磁性物）	
最終処分 場	施設名	八千代市一般廃棄物最終処分場（第3次）	
	竣工年度	平成21年12月	
	埋立開始	平成22年4月	
	処理方式	セル方式	
	埋立面積	12,300 m ²	
	埋立容積	141,000 m ³ （埋立期間：10年間）	
	施設の概要 （浸出水処理 設備）	浸出水処理能力：80m ³ /日 浸出水処理方法：カルシウム除去→回転円板式生物処理→凝集沈殿→ 砂ろ過処理→活性炭吸着処理→減菌処理→放流	
し尿処理 施設	施設名	八千代市衛生センター	
	竣工年月	昭和57年8月（改造：平成6年度～平成7年度）	
	処理能力	40 kL/日（浄化槽汚泥20 kL/日，し尿20 kL/日）	
	処理方式	標準脱窒素処理＋凝集分離処理	
	処理水 保証水質	BOD : 10 mg/L 以下 S S : 10 mg/L 以下 総窒素 : 1 mg/L 以下	

5. 分別区分説明資料

本市のごみの分別区分は以下に示すとおりである。

なお、ごみの分別区分及び収集回数は将来的にも現行制度を維持する計画である。

ごみの分別区分の概要（平成22年4月現在）

ごみの区分		収集回数	主な収集品目	排出方法	収集方式
可燃ごみ (有料)		3回/週	台所のごみ、プラスチック・ビニール・ゴム類、草木類、資源物に出せない紙・布類、革製品など	指定ごみ袋 (可燃用)	ステーション 方式
不燃ごみ (有料)		1回/月	小型電化製品、ガラス類、陶磁器類、小型家庭雑貨など	指定ごみ袋 (不燃・有害ごみ用: 不燃ごみに丸を付ける)	
有害ごみ (有料)		1回/月	乾電池、蛍光管(電球形 蛍光管含む)、水銀体温 計、鏡など	指定ごみ袋 (不燃・有害ごみ用: 有害ごみに丸を付ける)	
資源 物	紙・布類 紙パック	1回/週	紙類(新聞、雑誌類、ダン ボール)、布類、紙パック	種類ごとに分け、畳ん でひもでしばる	
	びん・缶類 ペットボトル	1回/週	びん類	びん用コンテナ	
			缶・金属類	缶用コンテナ	
			ペットボトル	網袋	
粗大ごみ (有料)		—	20リットル用の指定ごみ袋 に入らない大きさのごみ	電話申し込みにより 戸別収集するか、直 接持ち込む。	リクエスト収集 (有料)